

みやこ

# 京・くらしの安心安全情報 第109号

(令和2年2月)

京都市消費生活総合センター

## ～ 目 次 ～

- 体験型イベント「買い物先の広がる世界、探求舎」を開催します！ (2面)
- 賃貸住宅の退去トラブルを防ぐには (3面)
- ひな人形の飾りや部品による事故に注意！ (4面)

## 消費者行政の更なる推進に取り組みます！



京 都 市 長  
門 川 大 作

持続可能な社会の実現に向けて国連が定めた取組目標である「SDGs」(※)。幅広い分野にわたる17の目標の一つには「つくる責任つかう責任」と掲げられています。今、責任ある消費の大切さは世界中で認識され、その行動の輪が大きく広がっています。

ここ京都では、ほんまもんを見抜く「めきき」の力や、もったいないという「しまつ」の心が脈々と受け継がれてきました。真に良い物を選び、大切に使う。そして環境や未来にも良い影響を及ぼす。京都の伝統が生きた「かしこい消費」は、まさに「つかう責任」を果たすものであり、SDGsの達成にも大きく貢献するものです。

昨年、本市は、新聞社が実施したSDGs先進度調査で全国1位と評価されました。これは、市民の皆様お一人お一人が京都の素晴らしい消費文化をしっかりと受け継がれ、消費者として高い意識を持っておられることの表れであり、誠に嬉しく思っています。

本市といたしましては、これからも幅広い分野の御相談に丁寧にお応えするなど、市民の皆様様の安心・安全な消費生活をしっかりとお支えしてまいります。そして、京都が誇るこの消費文化を一層広く発信し、持続可能な社会の実現にも貢献していく決意です。皆様のお力添えをお願い申し上げます。

※ SDGs (エスディージーズ) :

2015年9月の国連において、気候変動、自然災害、生物多様性、紛争、格差の是正などの国内外の課題の解決に向けて掲げられた国際目標(17の目標と169のターゲット)です。2030年までの目標達成に向けて、世界の全ての国・地域の政府だけでなく、更には地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされています。



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

事前申込制  
参加無料

## 体験型イベント

# 「買い物の先に広がる世界、探求舎」 ～企業とともに拓くエシカル世代のための想像力と創造力～ を開催します！

幼児、小学生やその保護者の方、中学生から大学生を対象として、直接「見て」、「聴いて」、「体験」することにより、ひとや社会・環境・地域に配慮した消費行動であるエシカル消費について楽しく学べるイベントを開催します。ぜひ、お申し込みください！

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 日 時 | 令和2年3月22日（日） 午前10時～午後6時     |
| 場 所 | mumokuteki 3階ホール（中京区式部町261） |
| 内 容 |                             |

### ①「もの」をめぐる世界の旅 バイビーシアター

赤ちゃんとその保護者の方を対象とした参加体験型演劇です。

時間：午前10時～午前11時30分（受付：午前9時30分～）

対象：3ヶ月～1歳半の赤ちゃんと保護者1名

定員：13組（26名）



### ②発酵食堂カモシカの手前味噌ワークショップ

お味噌について学びながら、実際に味噌作りを体験します。

時間：午後0時30分～午後2時30分（受付：正午～）

対象：小学1～3年生と保護者1名

定員：13組（26名） ※見学はどなたでもしていただけます。



### ③望む未来をつくる買い物、を発明する3時間

生産者や産地を想像しながらグループワークを通して未来を作る買い物について考えます。

時間：午後3時～午後6時（受付：午後2時30分～）

対象：中学生、高校生、大学生

定員：60名 ※見学はどなたでもしていただけます。



申込方法 京都いつでもコール  
（京都市市政情報総合案内コールセンター）  
午前8時～午後9時（年中無休）

【電 話】 075-661-3755

【F A X】 075-661-5855

【ホームページ】 京都いつでもコール

検索

お申込みの際は、

○ 参加者（保護者含む）

○ 氏名（ふりがな）

○ 年齢（学年）

○ 住所

○ 連絡先 をお伝えください！

申込期間：令和2年2月14日（金）～令和2年3月9日（月）

※締切後、早急に順次当選案内書の送付をいたします。

※定員枠が残った際は、引き続き、京都市消費生活総合センター

（☎256-1110）にて申込受付を行いますのでお問い合わせください。

## 賃貸住宅の退去トラブルを防ぐには

年度末が近いこの時期、引越をされる方も多いのではないのでしょうか。新居の契約、荷物の運送や処分等、様々な契約を短期間に結ぶことになり、トラブルが生じやすいため注意が必要です。全国の消費生活センター等では、賃貸住居を退去する際のトラブルに関する相談も寄せられています。

### 相談事例

大学生の娘が1年ほど入居した築25年の賃貸アパートを退去することになり、母親が退去の立ち合いをした。壁や床等の補修費用や清掃代等で合計13万5千円になり、敷金9万円を差し引いた4万5千円を請求された。清算書の内容に納得がいかず、入居時、壁や床は新品ではなかったと不動産屋に言ったら、新品だったと言われた。指摘されたシミや傷についても娘はやっていないと言っている。

### アドバイス

- 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年変化によるものは家主の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主（入居者）の負担とされています。
- 入退去時は、できる限り家主や仲介業者など、家主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です。
- 修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得出来ない点は家主側に十分な説明を求めましょう。
- 退去時のトラブルを未然に防ぐためには、入居前に、部屋に傷や汚れがないか記録しておくことが大切です。ハウスクリーニングは借主負担とするなどの特約は原則として有効となるため、契約前に契約書をよく読み、入居時や退去時の特約等を確認しておきましょう。



お困りの際は、お早めに  
京都市消費生活総合センター  
(☎ 256-1110)  
までご相談ください！



# ひな人形の飾りや部品による事故に注意！

ひな祭りは、ひな人形を飾ることを楽しみにしている子どもたちがたくさんいます。一方、子どもが人形の飾りや部品を口や耳等に入れる事故が、ひな祭りに限らず起こっています。

## 事例

- ・ 人形の部品を誤飲。口から黒い 1mm 程度の破片と泡のようなものが出てきて、顔色が悪くなった。その後も顔色が良ならないため救急要請。(1 歳)
- ・ 子どもが人形の髪飾りを自分の耳に入れてしまって取れなくなり、病院にて摘出。(8 歳)

## アドバイス

- ・ 保護者は、乳幼児が小さいおもちゃやおもちゃの小さい部品などを口に入れないように注意を徹底しましょう。
- ・ 小さいおもちゃ等は子どもの手の届かない所に保管しましょう。子どもの年齢ごとに手の届く範囲を知っておきましょう。
- ・ 年長の兄弟などが遊ぶ玩具にも気を付けましょう。



消費者庁イラスト集より

### 【編集後記】

何度か引越をしたことがあります。毎回、荷造り中に懐かしい持ち物を見つけては思い出に浸る時間が長く、作業がなかなか進みませんでした。引越直前になって慌てて荷物を詰め込んだため、使うときになって、どこへしまったかわからずに困ったことも。何事も計画的に、余裕を持った行動が大切なのだと痛感したことを思い出しました。

急ぐときこそ焦らず落ち着いた行動で、消費者トラブルを未然に防ぎ、かしこい消費者を目指したいものです。

悪質商法、買い物、契約に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

### 京都市消費生活総合センター

☎ 256-0800 (消費生活相談専用)

☎ 256-3160 (多重債務相談専用)

### 相談受付時間

月～金(祝休日を除く。)

午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto\_soudan



\*土・日・祝日(年末年始を除く。)の緊急時のご相談は、

土日祝日電話相談 ☎ 257-9002 午前10時～午後4時(電話相談のみ)

令和2年2月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

京都市印刷物 第315027号

この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ！

